

惑していた。

裁判官がどういう態度だったか。その顔は無表情のまま。というか、「なんで、そんなことを言うんだ」と言わんばかりの、面倒くさそうな態度だった。

警察官と売人がグルという事実はないということ立証しようとした検察官の被告人質問は失敗していた。ふだん争わない事件ばかり手がけている検察官は反対尋問がヘタだ。

これを露骨に助けたのが裁判官の被告人質問。「そういう気がただけでしょ?」「あなたの思い込みでしょ?」「あなたの勘違いでしょ?」と矢継ぎ早に言った。これほどはっきり言われたら、裁判官が被告人にどんな答えを求めているのか裁判官の一言一句にびくびくしている被告人にはすぐわかる。

被告人は白旗をかかげた。

裁判官に、「情状だけだったら判決言渡しは3日後くらいですが、そうでないとなると少し先になりますね」と言われ、弁護人も白旗をあげた。

判決は執行猶予になったが、被告人も弁護人も裁判官に警察官の不正を強引に揉み消され、不愉快な気分が残った。

警察ネットの活動状況

最近の警察ネットの活動状況をご報告します。

■ 主な講演活動

- ▶ 7月4日(東京) 公開シンポジウム おかしいぞ!警察・検察・裁判所Ⅱメディアはなぜ追及できないのか(原田)
- ▶ 7月29日(横浜) 神奈川警察見張番総会(原田)
- ▶ 8月3日(仙台) 宮城県警報償費不正支出を考える緊急市民集会

■ 警察官に対する具体的支援事件

(次回期日/場所)

<仙波敏郎さん>

- ▶ 警乗手当請求事件/松山地裁(8月30日午後3時/31号法廷)
- ▶ 国家賠償請求訴訟/松山地裁(9月13日午後3時/31号法廷)
- ▶ 行政不服申立事件/愛媛県人事委員会(公開の口頭審理を求めているが審理日未定)

<大河原宗平さん>

- ▶ 奨学金返還請求訴訟/前橋簡裁(9月1日午前10時/第2号法廷)
- ▶ 債務不存在確認訴訟/前橋地裁(9月2日午後4時/21号法廷)
- ▶ 国家賠償請求訴訟/前橋地裁(9月2日午後4時/21号法廷)
- ▶ 懲戒処分審査請求/群馬県人事委員会(9月7日午後2時/県庁26階審問室)

<片岡壮起さん>

- ▶ 処分取消訴訟/高松高裁(9月27日午後1時40分/2号法廷)

■ 今後の活動予定

- ▶ 9月10日・11日 全国市民オンブズマン別府大会(1日目:仙波氏講演、2日目:警察分科会)

※ 詳しくはこちら

<http://www.ombudsman.jp/taikai/>

カンパをありがとう

今年6月7日から8月19日現在までのカンパの延べ人数は21人、総額は232,500円でした。ありがとうございました。

カンパの用途は、主に各地で開かれる市民集会や支援事件の弁護団の交通費・宿泊費などです。これからもカンパをお願いします。

郵便局 00120-5-593264
加入者名 明るい警察を実現する
全国ネットワーク

※ 賛助会員会費(6,000円)のお振込の場合は、払込取扱票の通信欄に「会費として」とお書きください。カンパをお振込される場合は、「カンパとして」とお書きください。

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク

代表 原田 宏二 事務局長 清水 勉
〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地
四谷ニューマンション 309
さくら通り法律事務所内

TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856

E-mail: police@ombudsman.jp

明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

第2号 ~2005年8月3日仙台集会特集号~

宮城県浅野知事の予算執行停止は当然!

明るい警察を実現する全国ネットワーク代表
原田 宏二

「言語道断!」

浅野史郎宮城県知事が、捜査用報償費(県予算)の執行を停止した。これに対して何を血迷ったか漆間巖警察庁長官が「言語道断!」と介入してきた。

それまでの警察庁の裏金疑惑への基本的なスタンスは、「これは地方の警察の問題である」としていたのである。これは、奇しくもマスコミ、とりわけ中央紙の姿勢と一致していた。私は、いよいよ警察のドンのお出まし、これは警察の裏金疑惑を中央の問題に波及させるチャンスではないかと考えた。

私の提案

折から、7月2日、札幌の支笏湖湖畔で、警察ネットの作戦会議が開かれた。この会議には、警察ネットの主な弁護士をはじめ警察ネットのメンバーが集まった。その席上私が浅野知事の支援を提案した。

ただ、問題が1つあった。それは浅野知事を支援することは政治活動と受け取られかねないことだった。私は、道警の裏金疑惑の追及でも出来るだけ政治とは一線を画してきた。それは、警察組織には根強い政治アレルギーがあるからだった。

浅野知事との面談

私は、今年の4月30日、浅野知事とは面談している。これは浅野知事からの要請によるものであった。その場で、私は自らの裏金体験を話した。「警察には仕事で金を使う文化はない」という説明に浅野知事は強い関心を示した。私も、浅野知事が自ら内部告発者に面接するなど宮城県警の予算執行に強い疑念を持っていることを知った。

特に、その直前に県警が発表した「平成16年度会計監査の結果」の内容があまりにも具体性に欠けると、強い不信感を持っていた。

知事=予算執行者の責任

私は、最初は半信半疑であった。

これまで全国の知事の中で、警察の予算執行にこれだけ強い疑念をもった知事はいなかった。

特に、私は、北海道の高橋知事の道警の裏金疑惑への対応を見ているだけにその思いは強かった。しかし、考えてみるとこれが当たり前、知事として当然なのだ。知事も警察の予算執行をチェックする機関の1つなのだ。

私は、汚職や選挙事件の捜査を専門にする捜査2課の仕事をしてきたこともあり、政治家と役人の実態をつぶさに見た。彼らは概して責任を取らない。浅野知事も高橋知事も官僚出身の知事である。しかし、浅野知事は、予算執行について県民に対する責任があると明言した。

浅野知事に関して知っていたのは、毎朝ジョギングしていることくらいだ。しかし、彼のホームページを見るとその考え方には共鳴できることが多い。こんな知事ばかりなら、警察の裏金などはすぐにも消え失せるのにも思う。しかしながら、現状では浅野知事を支援する体制は必ずしも十分ではないように思う。なかにはあからさまに批判している勢力もある。

そんなことから、私は浅野知事の決断を高く評価し、支援したいと思ったのである。

仙台市内での緊急市民集会

急遽、8月3日、仙台で仙台市民オンブズマンと共催で「宮城県警報償費不正支出問題を考える緊急市民集会」を開催することになった。折から仙台市長選挙があり仙台市民オンブズマンの方は準備が大変のようであったが、何とか間に合った。とりわけ仙台市民オンブズマン代表の坂野智憲弁護士と警察ネットの十河弘弁護士のご努力には感謝したい。詳しい内容は別稿にゆずる。

知事、地裁判決に強い関心

私は、開催の直前に県庁知事室に知事を表敬訪

問した。知事室前には、20人ほどの報道陣が待ち構えていた。面談は約1時間。私は、集会で予定されている講演内容の概略をお話した。演題は「協力者について」である。警察の協力者の運用が極めてあいまいであることや予算の査定にも問題があるとの内容である。

浅野知事は、7月24日、仙台地裁が示した「県警総務課の出張についてカラ出張の疑いがある」との判決に強い関心を持っていると説明した。県警の旅費についても疑念をお持ちの様であった。浅野知事の表敬訪問は再会を約して終わった。

終了後、知事室前で報道陣に取り囲まれた。私は、知事との対談内容を話した。「知事が予算を執行停止したのは当然だ。しない方がおかしい」と浅野知事を支持することを明確に答えた。

浅野知事を支援する

今回の仙台の緊急集会は、警察ネットが主催者として開いた初めての市民集会であり、参加した一般市民の方々は熱心に私たちの話を聞いてくれていた。浅野知事からは、「こうしたことで多くの人に実態と問題点を粘り強く訴えて行く事は意味のあることだと思う」とのメールが届いた。それなりの評価はいただいたようだ。

私は、これからも何らかの形で微力ながら浅野知事を支援していきたいと考えている。

◇ 基調報告 1

逃げる県警、追う浅野知事 宮城県警報償費をめぐる攻防

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 坂野 智憲

画期的な判決

最初に浅野知事から報償費の執行停止をするに至った経緯について説明させていただきます。

仙台市民オンブズマンが1995年に県庁の裏金を暴いたときに、県警についても疑いを抱いていましたが、当時は県警が情報公開条例の実施機関になっていなかったことなどもあって、特に追及しませんでした。

しかし、警察だけ裏金がないなんてどうしてもおかしいということから、2000年に、県警の旅費について返還訴訟を起こしました。そうしたら、被告は「カラ出張などしていないが、裁判を続けると職員の家族に迷惑をかけるから『認諾』する」と言って、旅費を返すことになり、呆気なく裁判

は終わってしまいました。

市民オンブズマンとしては納得できません。出張旅費に関する第二次提訴、さらに2002年には報償費の返還請求訴訟を起こしました。

その総決算といえる判決が、今年、相次いで出ました。6月21日に、捜査報償費に関して仙台地方裁判所から判決が出ました。判決では、正面から、報償費については不正支出の疑いがあると認定しています。これは司法判断としては、正に初めての判断です。

浅野知事が決断するまで

その直後に、機会を見計らっていたんだろうと思いますが、浅野知事が今回の執行停止に踏み切ったと言う経緯でございます。

浅野知事は決して突然、執行停止を決定したわけではありません。その一年前に、県警に報償費関係の支出文書を見せて欲しい、見せなさいと、何度も要求し続けていました。

県警は、一旦は浅野知事に関係文書を提示しました。ところが、どこがどう食い違ったのか、浅野知事がメモを取ろうとした、浅野知事が見ると言うことをマスコミに喋ったと言うことを理由にして、県警は途中で文書を引き上げて帰ってしまっ

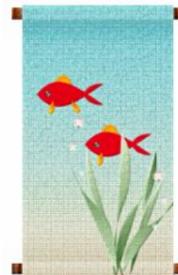
た。その後、県警は知事に対しては一切見せないという頑なな態度を取り続けました。それだけでなく、監査委員に対しても見せない。国で言えば会計検査院に当たる存在です。当然、守秘義務もあります。その監査委員にも一切見せないという態度なのです。つい最近も今年度、第一四半期の定期監査が行われましたが、そこでも県警は見せないと。

浅野知事としては、このままではどうしようもないとたまりかねて、最後の賭に出たのではないかと考えています。

全国的な盛り上がりへ

県警は執行停止に対して、警察職員のカンパを集めてでも徹底抗戦の姿勢を示しています。これはもう警察庁の指示があるとしか考えられないですね。このままで行くと、浅野知事は恐らく潰されるでしょう。

これを逆転するには、全国各地の知事が次々に警察の報償費の執行停止をするようになることです。そのためには、仙台市民オンブズマンとしては、警察の報償費、裏金問題に関する宮城県動きを全国に広げていきたいと考えております。



警察に従属的なのか。地方紙である北海道新聞や高知新聞などはどうして頑張ることができたのか、頑張ったことで何が起きたかなどを徹底検証した。奮闘している北海道新聞とテレビ愛媛・愛媛新聞、警察発表に追従する群馬県内のマスコミの実情については個別のレポートがある。

◆ がんばれ地方紙！

✿ 東 玲治著『記者物語』『続記者物語』（創風社出版）（各1,890円）

仙波さんを支える会の事務局の東さんは、やたら威勢のいい人だ。何をやっている人かと思ったら、実は元新聞記者で元雑誌編集者。取材対象に徹底的に迫り信頼関係を築いて情報を得るとい



う、根っからのジャーナリストだった。それだけではない。本書を読むと、如何に著者が新聞社内では「平穏な日々を求める」上司に嫌われ、外では「発表物」で手なずけようとする役人や警察官などに嫌われていたかがわかる。甲山事件では他社が山田悦子さんを「クロ」と報道しているときに、独自取材から「シロ」と書き、本社を困らせた。愛媛県知事3代（白石、伊賀、加戸）の周辺を徹底取材し、疑惑を徹底的に追及し続けた。白石知事の意向による日刊新愛媛に対する官民による徹底した取材拒否事件では、これを報道の自由の大問題として取り組まない愛媛新聞や記者クラブのひ弱さに批判の目を向ける。

◆ こんな記者が増えたら警察はたじたじだな。

検察官と裁判官に支えられる 警察官のノルマ仕事“薬物摘発”

清水 勉

弁護士を1、2年やっていれば、当番弁護士や国選弁護で、数千円から1万円前後の薬物所持事件の被疑者に必ず出会う。彼らはよく逮捕され、よく起訴され、2回目以降の起訴でよく実刑判決を受ける。

こういう人たちを処罰だけで“更生”させようというのは無理がある。それは多くの弁護士が実感しているところだろう。薬物の自己使用者にとって刑事裁判はほとんど儀式化している。

儀式にもそれなりの意味はあるのだ、という苦し紛れの言い訳はあるかもしれない。しかし、裁判の儀式化が警察のノルマを正当化

しているとなるとどうか。ノルマ仕事で薬物の追放などできるはずがないのだが、警察の現場はまちがいなく、ノルマ仕事として薬物事犯の逮捕をしている。

そういう事件の共通項として、①取締り強化月間であること、②買った直後（その場かその周辺で）買った側だけが逮捕されること、③買った側の買った金額は数千円から1万円前後という低額であること、が挙げられる。

「悪いことをしたのだから逮捕されるのは当たり前」と言えば、まあ、そうだが、売った側はまず逮捕されることはない。売る側を逮捕する方が薬物追放にずっと役立つはずなのに、現場の警察官はそうしない。

理由は簡単。現場の警察官と薬物の売人がグルになっているからだ。

ノルマ仕事として薬物事犯を逮捕するとき、少額の顧客ならいくらでもいるからその後のノルマ仕事に影響しない。しかし、売る側を逮捕してしまうと、その後に買う側でも売る側でも逮捕するのはきわめて難しくなり、ノルマ達成ができなくなる。ノルマ達成のためなら、薬物の売人も組む。それが警察の現実だ。



自分だけ逮捕された買入（被疑者）はすごく怒る。「何で自分だけなんだ。おかしいじゃないか」と。しかし、警察官はもちろん、検察官も裁判官も耳を傾けてくれない。まるで自分の仕事とは関係ない、と言わんばかりに。被疑者は捜査と裁判に公平性を求めているのだ。そのことに耳を傾けない検察官、裁判官は真面目に仕事をしていると言えるのか。

売人から覚せい剤を買ったときから警察官に見張られていた男は、しばらく街の中を歩いて自分の車のところに戻ろうとすると、車の両脇に警察官が立っていた。知らないフリをして通り過ぎると、後ろから追いかけてきて、脇道からも数人の警察官が出てきて、自分の方に向かってきた。職務質問をする前から警察官たちがこのような態勢を組めるのは、すでに男が覚せい剤を持っていることを知っているからだ。

男は逮捕された。数千円分の覚せい剤を持っていた。有罪は有罪だ。が、この手際のよすぎる逮捕は売人と警察官がグルになっているからだ、納得できなかった。法廷でそのことを訴えた。

検察官は慌てた。傍聴席にきている警察官たちも困



に、五分で立ち向かうことは殆どできません。僕らでも駆け出しの時は、いいおっさんを捕まえて、「何か教えてよ」という話をしていたんですが、今の子は、いいようにあしらわれて終わっています。若いだけじゃなくって、問題意識とか、正義感とか、使命感とか、持ったときがあるのかなあ、という感じを受けます。

それと、今、警察担当が毎日書いている火事や交通事故。これは基本的に警察が記者に教えてあげているんです。新人記者が書けるのは、警察がかんで含めて教えているからです。それで仕事をしたことになるんです。会社もバカですよ。写して書いているだけで、「よくやった」ですから。

当局が発表するものの中に当局にとって都合の悪いものは絶対にありません。自分にとって都合の良い話だけが出て行く。大河原さんの逮捕レクはその典型です。なのに、群馬の記者さんたちは県警幹部や本部長と渡り合うことに及び腰ですね。もう一步踏み込めば県警は崩れてしまうのに、だれもそれをしない。

これはマスコミ全般に言える弱さです。

(司会) 北海道新聞などはずいぶん頑張ったと思いますが。

(東) 北海道新聞は、裏金問題で新聞協会賞と言う新聞社としては非常に名誉のある賞をいただいた。僕は読みましたし、北海道新聞の方達にもお会いしました。しかし、もの足りませんね。

何故、北海道新聞が協会賞をとったのかと言いましたら、原田さんが出て来て不正を最初に告発し、齋藤さんが自分の手元に持っていた資料を携えて実名で告発し、監査委員が熱心に調べて不正の問題を相当程度、解明した。そのことがあったから北海道新聞が協会賞をもらった。誰かが言ったことを書いただけでは発表を写したのと同じです。厳しいことを言うようですが、決定的な事実を自分たちで取材して明らかにし、読者にわかりやすく示して、これは確かにけしからん、許してはいかんという風に思っていたのが、我々の本来の仕事だと思います。

(司会) 本日の感想を一言。

(坂野) 仙台市民オンブズマンでは裁判という方法を使ってきました。裁判で一番必要なのは直接証拠です。今まで仙台市民オンブズマンは、間接証拠を積み上げて正面玄関をこじ開けてきたんですが、やはり内部告発者がいると違うなということを考えました。今日の話聞いて、実際に体験

した人の話と言うのはやはり迫力が違います。

(司会) 一般の人々との連携について。

(原田) 私のやった過ちの償い方は色々と思うのですが、一体どうすればいいんだと、随分悩みました。自分のやったことを皆様の前で話すことは本当に恥ずかしいですが、これも償いのやり方の一つだろうと考えています。警察の誤った体質を外から変えて行くことも一つのやり方だろうと思っています。

私は本当に一般の知らない人にいっぱい助けてもらいました。一般の人の応援がなかったら今日ここに来れなかったです。これからも一般の人に支えていただきながら、活動をしていきたいと思えます。



.....
書籍案内
.....
事務局長 清水 勉

 **大内 顕著『警視庁ウラ金担当 会計責任者 18年間の「仕事」』(講談社+α文庫) (780円)**

警察の裏金は警察庁を頂点とする警察組織全体の腐敗である。本書は著者が警視庁の職員として会計を担当している間に体験した事実、裏金づくりの具体的な手法、内部調査が不正経理の摘発ではなく隠蔽を補強する手段になっていること、東京都監査委員の監査や会計検査院の検査は“儀式”に過ぎないこと、裏金を維持するための警察庁の官僚との会議の様子など、だれにもわかるよう平易かつ具体的に書かれている。



本書は会計システムのことを中心に書かれているので、通して読むのは少し辛い、と思う人もいるかもしれない。が、具体的なエピソードもたくさん出て来るので、自分に関心のある部分からでも読み始めれば、何とか読めると思う。

◆ これであなたも警察裏金通!

 **月刊『創』2005年8月号・特集『警察 VS メディアの攻防』(創出版) (600円)**

警察の不正経理が蔓延する原因のひとつに、警察組織の不正追及にマスコミが極めて消極的で、場合によっては警察応援記事さえ書くという歪んだ報道姿勢がある。マスコミ、特に全国紙はなぜ

◇ 基調報告 2

「警察の協力者」について

原田 宏二

道警本部長の説明

道警本部長は、道議会で、警察の協力者について「警察の行う各種犯罪捜査活動において、犯罪の解決に直接・間接に結びつく情報を提供した人、聞き込み、張り込みなどの捜査活動に協力してくれる人」と説明した。こうした人への謝礼の支払い基準は「情報の価値、協力度合いなどによって個々具体的に決定しており、決済権者は警察署長」と答えた。

内規がない

しかし、警察の現場には、協力者の範囲を明らかにした内規はない。

だから、犯罪の被害者はどうか、110番通報した人はどうか、事件の目撃者はどうか、警察の許可対象業者はどうか、覚せい剤やけん銃の情報を提供する暴力団関係者はどうか、過激派の情報を提供する労働組合員はどうか、汚職情報を提供する公務員はどうか、協力とはどんなことを指すのか、などの多くの疑問が湧く。

現実の協力者

現実の警察と協力者の関係は、現場の捜査員との個人的な人間関係で成り立っているのがほとんどである。秘密が漏れることによって危害が及ぶ恐れのある協力者は組織に報告されないことが多い。知る人が多くなればなるほど他に漏れる危険が高まるからだ。

だれが謝礼を支払っているか

謝礼の予算には捜査費(国費)と捜査用報償費(県費)がある。

先の道警内部調査によると平成10～15年度の総額は、約22億7900万円、うち国費16億4900万円(72%)道費6億3000万円(38%)で国費が圧倒的に多い。そして、国費の裏金率は41%、道費は61%。国費と県費の区分は警察法にあるが、簡単に言うと、重要な事件が国費、それ以外が県費である。

しかし、警察の現場には公金を使って仕事をするという発想自体がない。これまで協力者への謝礼のほとんどが捜査員の自腹で賄われてきたのだ。

だから予算は基本的にすべて裏金になる。道警の平成12年度までの捜査用報償費の裏金率は実に99.1%である。

決算を不認定

こうした予算は全国的に激減し、しかも執行率も減少している。今年6月、仙台地裁が捜査用報償費に関して「相当部分に支払いの実態がなかったと推認する余地がある」とその実態に疑問を投げかけた。

この際、この予算が本当に必要なのか、今一度検討する必要がある。北海道では捜査用報償費に関する前年度決算が議会で「不認定」になった。「不認定」になるような予算費目はゼロ査定から見直すべきだ。

裏金システムはなくなるか

何時から始まったかも不明な警察の裏金システムは、北海道、宮城県など多くの県で発覚した。その実態は解明されないまま、警察庁はこれを地方の問題として幕引きしようと図っている。今後も警察をチェックすべき機関が機能せず、鉄のピラミッドとも言われる警察の病理体質が変わらないなら、いま多少なりとも控えめになっている警察の裏金=公金の私物化システムはきっと元に戻るだろう。

◇ パネルディスカッション

<パネリスト>

警視庁OB(裏金担当)・大内 顕
仙波さんを支える会・東 玲治
原田 宏二、坂野 智憲

(司会) 警視庁で会計を担当していた経験から裏金問題について。

(大内) どうして警察が諸悪の根元のように捜査費、報償費と言う問題を指摘されるのか。

官公庁の一番の会計原則は取引で現金が動かないことです。例えば、ある警察署でドアが壊れた、これを修理しようとなる。修理予算は署にきていますから、それを使うわけですが、僕は現金を持って行って業者に修理代を払うのではない。僕はただ書類を作るだけです。業者から見積書を取った、契約書を交わした、納品書をとった、そして請求書、口座番号を聞いた、その書類を、警視庁警察出納課に回すだけ。そうすることで、金の事故は基本的には起こらない。そういう仕組み

になっています。

この例外が捜査費です。捜査員と捜査協力者がどこかで密会しました。そのとき捜査員は見積書をちょうだい、契約書をちょうだい、とは言えない。現場で現金で決済しなければいけない。性質上、現場の人間に現金を持たせなければ事業が出来ないという事に限って、署なら署の刑事課に現金がボーンと来るとか。前もって、現場の職員に現金を持たせておく制度、これがまあ、裏金になるんです。



捜査費が裏金の一番の原資になるもう一つの原因は、「捜査上の秘密」と言えばどこでも通用するという現実ですね。なんか言われたらそれだけを言っていれば、とりあえず、突っ込んで来れません。僕自身が東京都の会計監査を受ける準備のときに、監査マニュアルで、実際の監査の時に監査委員から捜査費の領収書の人の話を聞いてみたい、電話を架けさせてくれ、と言われたらどうするんですか、と言う想定問答があって、「そんなのは捜査上の秘密と言っておけばいいんだ」と。そうしたら絶対に彼らは責めて来れない。なぜなら、彼らに守秘義務があるにしても、「もしこいつが殺されちゃったら、あんた達から漏れたって言うことなんだぞ」と、警察側から圧力がかかる。監査しに来た側も、「捜査上の秘密だ」と言って欲しいんです。それを言われれば、「そうですね。じゃあ、次に行きましょう」と言えるわけで、お互いの利害が一致するんです。

このような理由から、警察では、捜査費を完全に裏金にできるのです。

捜査費は、一旦、全部裏金にします。一旦、偽造の領収書で、100万でも、1000万でも、領収書を作って、とにかく裏金にします。捜査費として本当に協力者に払うことが稀にあったとしても、そのときだけ正規に書類を作るのではなくて、裏金にした自由に使える現金の中から協力者に払うのです。

先ほど国費と県費の話をしたましたが、捜査費も報償費も、どういう書類を作らなければいけないのか、領収書は作りなさい、これ、実務上の会計手続は一緒です。

各県に捜査費の内部監査ということで、警察庁が必ず入ります。警察庁が毎年監査に行くと、これだけ全国で似たような不正事案が出てくると言うことは、警察庁が間抜けなのか。各都道府県警

が似たような不正をやっているのに警察庁は何十年もそれを見抜けなかったのか。そんなことはありません。警視庁でも県警でも、警察庁は、会計検査院の本番の検査と言いますが、その直前に行くわけですね、勝手に。それは事前の内部監査と言いますが、現実には本番に備えての練習なんです。本番の検査を乗り切るための嘘の指導に来ると言うことに内部監査はなっているわけで、警察庁を頂点とするピラミッド型の、いわゆる、裏金運用ネットワークということなんです。

何故、警察庁がそこまでするかと言うと、警察庁としての利益がそこにあるからです。僕が警備一課というところにいたときに、その金庫番の担当官が、金庫からドサッと、札束を手提げの紙袋に入れて、「ちょっと警察庁に行行って来るから」って言って部屋から出て行ったことがあります。裏金問題を考えるときには、常に警察庁との繋がりを考えるべきです。

(司会) 仙波敏郎さんと裏金との出会い、仙波さんの最近の様子について。

(東) 仙波君は現職で警察の不正を告発したという意味では、SMAPの歌にあるオンリーワンです。彼のもう一つのオンリーワンは、24歳のときに初めて「偽領収書を作れ」と言われて断わって以来、一切、裏金づくりに関わっていないことです。彼は非常に優秀な男ですが、昇格試験には受からない。「学科試験は出来ているが、君は受からないぞ」と言われる。「何故ですか」と言うとき、「君は書いてないだろう、だから受からない」と。で、彼は出世を諦めました。

彼は、「警察の幹部連中はみんな裏金を取っている犯罪者だ」と言っています。

実名告発後、彼はすぐに、県警本部の座敷牢みたいなところに閉じこめられて、何も仕事は与えられないで、ただ机を前に椅子に座っているだけ。その彼が警察本部内の廊下を歩いていると前から幹部たちがやって来る。すると彼らは、目を伏せて、或いはコースを変えて、彼と顔を合わさないようにする。もし彼が言っていることが嘘なら、幹部たちがこんな態度をとるのでしょうか。県警本部長は彼と同じエレベータには乗りません。彼とエレベータホールで出くわして、彼が乗ると本部長は乗りません。こういう事実は報道されませんが、彼の告発が正しいことを証明しています。



(司会) 不正経理に関する知事部局と県警の違い

について。

(坂野) 知事部局では、すべて膿を出し切った感があるので、裏金作りは、たぶん、行われなくなっているだろうと思います。

これに対して、警察には無謬性の神話、自分たちは間違わないと、間違っている存在であってはいけないと言う神話が根強く生きています。その辺の体質が変わらないと、例えば報償費を止めても形を変えて残っていくんじゃないかと感じています。



(司会) 警察神話の原因について。

(原田) 警察神話は警察だけでつくっているものではありません。マスコミによる部分もかなりあると思います。

私も現場はずいぶん長かったです、しょっちゅう間違っていました。誤逮捕や交通事故処理など。職員も考えられないような行動をとることがあります。

今、全国各地で次々に警察官の不祥事が報道されていますが、警察組織が常に考えているのは、全部洗いざらい調べた上で、どこまで公にできるかということです。今後二度と起こさないようにするためにも本当のところは調べても、外には絶対に出しません。常に組織にとって差し障りのない部分だけを公表するのです。

例えば、群馬県警を懲戒免職になった大河原宗平さんの場合、公務執行妨害の現行犯で逮捕され、県警がこれを記者発表した。警察官が警察官に公務執行妨害という異常極まりない事件なのに、マスコミはどこも独自取材をして公務執行妨害の真偽を確かめようとしなかった。そのため、当時の新聞記事を見ると彼はとんでもない警察官になっている。そしてその汚名はいまでも続いています。

(司会) 裏金について警視庁と警察庁が密接に連携している具体的な経験。

(大内) 警視庁には、機動隊の10個隊がありまして3,000人の機動隊員がいます。その人たちが毎日、首相官邸、国会、大使館などの警備についています。そこには部隊出勤費が出ます。機動隊員は隊からバスで行き、隊のバスの中で寝るのがほとんどです。それでも規程上は旅費が出る。3,000人分の旅費は月1億円になります。

機動隊の旅費は隊員個人の負担になってい

いので、組織とすれば、「やらなくてもいいだろう」という話になりやすい。それで年間12億円が警備一課の金庫に入ります。

ところが1998年、国の債務の支払方法が変わり、それまでは3,000人分の旅費が小切手で金庫番の所に来ていたので、小切手を現金化してそのまま金庫にしまっておけばよかったのが、アダムスというオンラインシステムに変わって、隊員個人の口座振込になった。これは警察庁が独自に決めたのではなく、大蔵省が国の支払い方法として決めたことですから、受け入れざるを得ません。

しかし、警視庁の機動隊と言うか警備一課にとっては大問題なわけです。1つのこのシステムになったら突然、隊員の預金通帳の中に月5万円位入ってくるわけですから、「これなんだ。今まではなんだったのか」という感じに当然なります。もう一つは、月1億、ずっと裏金にしていたものが無くなってしまうというのも大問題です。

この2つの問題に対処するために警視庁警備一課ではプロジェクト、極秘のプロジェクトチームを作りました。その中に何故か私も入ってしまった。警備一課は大変焦りました。警視庁のレベルではどうにもならないので、警察庁に大蔵省と対決してもらおうと。そのために警察庁を脅かす材料が上納です。

警視庁側から「口座振込になったらウチも困るよ、お宅も困りますよね」と言うとき、警察庁からは「困るんですけど、システムが変わっても従来の関係は継続して頂きたいと警察庁は考えています」と。従来の関係は継続？・・・最初、その意味がわからなかったんですが、要は、個人口座に入ったとしても上納だけは続けてくださいよ、ということなんです。そういう良好な関係が警視庁と警察庁の間にはあります。

結局、予定通り、口座振込制度は始まりましたが、出勤旅費だけは隊員の個人口座に入ることなく、警備一課の金庫番が新たに一つ預金口座を作ってそこに3,000人分の旅費が振り込まれるという形になりました。小切手から預金口座へと形は変わりましたが、警備一課の金庫番に集中して金が入るという構造は維持できたというわけです。

(司会) 長年、新聞記者をしてきた経験から、警察と記者との関係はどうか。

(東) 新聞社では警察担当は駆け出しの若い人がふつうです。若い人が海千山千のお巡りさんを相手

